

令和5年9月定例会 予算特別委員会 次第 第1日

令和5年9月8日(金)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第82号から第85号まで)
補足説明、質疑、分科会設置

出席委員(16人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席委員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	鈴木健	地域づくり推進監 兼防災監	八端隆公

市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊智志
建設技監	佐藤透	企業局長	田村力
企画政策課長	高桑淳	若美支所長	小澤田一志
北浦出張所長兼公民館長	濱野勇幸	総務課長	平塚敦子
危機管理課長	三浦幸樹	財政課長	天野秀一
福祉課長	北嶋三世	介護サービス課長	船木晶子
生活環境課長	岩谷一徳	子育て支援課長	濱野浩孝
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	男鹿まるごと売込課長	三浦大成
文化スポーツ課長	伊勢谷毅	農林水産課長	夏井大助
建設課長	三浦昇	病院事務局長	原田徹
会計管理者	湊留美子	教育総務課長	村井千鶴子
学校教育課長	笹渕美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒一人	農委事務局長	船木聖徳
企業局管理課長	畠山隆之	ガス上下水道課長	薄田修一

午前10時25分開会

○臨時委員長（安田健次郎） これより、予算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時の間、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には田井博之委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました田井博之委員を、委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田井博之委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。どうもありがとうございました。

午前10時27分 休 憩

○委員長（田井博之） ただいま予算特別委員長に指名いただきました田井です。皆様方から御協力をいただきながら、委員長の職務を務めてまいりますので、どうかよろしく願ひいたします。

午前10時28分 再 開

○委員長（田井博之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、本会議場の各位の議席をそのまま指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選による

ことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には太田譲委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました太田譲委員を、副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました太田譲委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 29 分 休 憩

午前 10 時 30 分 再 開

○委員長（田井博之） これより予算特別委員会を再開いたします。

本日の議事に入ります。

議案第 82 号令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）についてから議案第 85 号令和 5 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括して議題といたします。

この際、当局から補足説明を求めます。

初めに、議案第 82 号令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について説明を求めます。鈴木総務企画部長

○総務企画部長（鈴木健） お疲れさまでございます。

私からは、議案第 82 号令和 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、補正予算書の1ページをお願いいたします。

条文の第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,250万円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと3.2パーセントの増となっております。

予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の債務負担行為の補正につきましては第2表で、第3条の市債の補正につきましては第3表で、それぞれ御説明いたします。

恐れ入りますが、3ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上をもちまして、議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく御願いたします。

○委員長(田井博之) 次に、議案第83号令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について説明を求めます。佐藤市民福祉部長

○市民福祉部長(佐藤孝悦) お疲れさまでございます。

私からは、議案第83号令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

本補正予算は、保険事業勘定において、第1号被保険者保険料還付金等の予算を措置したものであります。

まず、条文の第1条は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万円を追加し、補正後の予算総額を52億3,641万6,000円と定めるものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと0.03パーセントの増となっております。

2項の予算の当該区分ごとの金額等につきましては、第1表により御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

(以下 予算書説明)

以上で、令和5年度男鹿市介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長(田井博之) 次に、議案第84号令和5年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算(第1号)について説明を求めます。原田男鹿みなと市民病院事務局長

○病院事務局長(原田徹) お疲れさまでございます。

それでは、私から、議案第84号令和5年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、座って御説明をさせていただきます。

男鹿みなと市民病院事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、施設長寿命化計画に基づき本年度予算化しておりました工事予定分について、改修工事実施設計の結果、年度内での機器の納入が見込めないことから、本年度と来年度の継続事業とするための関連予算のほか、医療機器の購入に対する予算を措置したものであります。

条文の第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正であります。 (4)の主要な建設改良事業費であります。既決予定量に比較し、医療機械器具及び備品購入を1,749万円増の5,049万円に、施設長寿命化改修事業を2億1,811万6,000円減の1億1,078万4,000円に改めるものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

まず、収入では、第1款資本的収入で2億84万2,000円を減額し、補正後の額を3億3,450万5,000円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項企業債は、本年度予定していた施設長寿命化改修工事を本年度及び来年度の継続事業とすることから借入額の見直し等により、2億1,510万円を減額し、補正後の額を1億4,680万円とするほか、第3項国県補助金は、医療機器の購入に係る県補助金として1,425万8,000円を追加するものであります。

支出では、第1款資本的支出で2億62万6,000円を減額し、補正後の額を4

億3,828万円とするものであります。

内訳といたしましては、第1項建設改良費は、収入と同様に予定していた施設長寿命化改修工事を継続事業とすることにより建設改良費を見直したほか、医療機器の購入に係る費用を措置したことにより、2億62万6,000円を減額し、補正後の額を1億6,457万4,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。

第4条は、企業債の限度額の補正であります。

先ほど第3条関連で御説明いたしました内容により、医療機械器具及び備品購入は320万円の追加、施設長寿命化改修事業は2億1,830万円の減額とするものでございます。

いずれも起債の方法は証書借入れ、利率は5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、予算書記載のとおりでございます。

第5条は、継続費についてであります。

第1款資本的支出第1項建設改良費の施設長寿命化改修事業の総額を3億1,041万4,000円とし、年割額を令和5年度は1億1,078万4,000円、令和6年度は1億9,963万円と定めるものであります。

以上で、議案第84号令和5年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（田井博之） 次に、議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について説明を求めます。田村企業局長

○企業局長（田村力） お疲れさまです。

議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

座って説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、7月14日からの大雨により破損した水道施設の復旧に要する経費のほか、上水道閉栓作業における止水栓操作誤りに伴う漏水による損害賠償金を措置したものであります。

条文第1条は、総則であります。

条文第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

収入の補正はございません。

支出でありますが、第1款事業費用は289万1,000円の追加を予定するもので、内訳として、第1項営業費用は、災害対応に伴う職員の人件費などで508万7,000円の追加、第2項営業外費用は、損害賠償金の追加、消費税及び地方消費税納税額の減額により、219万6,000円の減額となるものであります。

条文第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

収入の補正はございません。

支出でありますが、第1款資本的支出は3,476万2,000円の追加を予定するもので、第1項建設改良費において、仮設工事費、仮設工事の資材リース料、実施設計業務委託料などを追加するものであります。

これにより、当初予算の条文第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,047万1,000円を3億523万3,000円に改め、補填の内訳を記載のとおりとするものであります。

予算書の2ページをお願いいたします。

条文第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であります。

(1)の職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(田井博之) これより質疑に入ります。

質疑の際は、自席において起立の上、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

どなたか質疑、よろしくお願い致します。通告はないんですけど、何か場がもったいないので。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前10時55分 再 開

○委員長（田井博之） 再開します。

13番三浦利通委員

○13番（三浦利通委員） 私も昼休みにでも通告しようかなと思ってあったんですけども、どなたもおられないということで、すみませんけれども、通告しない中で質問させてもらいますので、多少答弁が正確でなくても結構です。

今定例会の冒頭、市長の市政報告の中でも、大雨の被害、それから、先ほど御説明等あったように、大雨の被害の対策の関係予算もそれぞれ出ておりますけれども、その後、御案内のように、7月14日、15日、あのおり大雨降って、もう50日間ぐらいずっと猛暑、干ばつ気味の状況が続いてる。この間に、私のところでは2回ぐらい雨が降りましたけれども、雨量的には20ミリまで降ったのかどうかというように、本当記録的な小雨っていうか、猛暑状況の中で、農業の関係で言いますと、先日、担当のほうともちょっとやり取りさせてもらいましたけれども、市政報告以降に梨の収穫も始まっております。で、一部稲刈りもそろそろスタートしようとしておりますけれども、まあ稲のほうからいきますと、特に出穂前後等の時期にあまり水がかけなかったそういう圃場については、あまりよくないと。特に品質低下も懸念されるということです。で、坪刈りの数字、昨日、一昨日、若美地区の小深見の農家が9俵半、ですから収量的には平年並みの収量ですが、品質はまだその時点では分からないっていうことでした。で、県南のほうの状況を聞いてみますと、相当品質がよくなっているような話も聞かされております。ですから、まあ相当格差は出てくる、圃場ごとの、さっき言ったような格差は出てくる可能性大ですけども、それにしても品質の面では相当心配されるのかなと思っております。

次に、梨の状況、特に担当の方々等は注意深くして聞いておろうかと思いますが、幸水が特に着果数も少ない。で、通常であれば着果数少なければ玉の肥大っていうのは望めるわけですけども、どうもそれがあまりにも暑かった、雨不足っていうことで肥大が進んでおらないっていうこと。しかも猛暑で梨自体に着色、色がついてしまっているっていうことで、で、そういうものはどんどんどんB品以下、C品とか規格外になったりして、箱数も落ちるし、収量的にも落ちるし、それから品質もよくなっている、恐らく早生の幸水については、半分ぐらいの減収まで落ち込むんで

ないかなど。で、所得については、まあ御案内のように、いろんな肥料、それから各種資材等も上がって、燃料も上がってる等々の理由で相当、15パーセントから20パーセントぐらい掛かり増ししておりますので、農家の実質的な所得っていうのは、まあよくて5割ぐらいまでにしか行かないんでねえがなっていうそういうふうな状況です。

で、市政報告の中にありましたように、大豆も大雨以降の天候の回復、天候の回復ってこれあまりにも暑すぎたから、ここに来て、大豆もさやはついてるけれども、実が入っておらない等の状況が見受けられます。ですから、大豆も実際買ってみなければ分からない部分がありますけれども、相当、期待どおりにいかないんでねえがなと。

ネギについては、病気がまん延しております。葉っぱの先が赤くなったりして、相当収穫しても品質が低下して価格が取れないんでねえがなっていうような状況です。

たばこ農家の話を聞きましたけれども、収量3割減。あまりにも雨の、大雨の後、一気に収穫しなければいけない状況。枯れ上がりが早くて、目方が出てこない。葉っぱの厚さが伴っておらないということで3割減ということで、等々の状況の中で、この後、まあ分かる人は分かっているかと思いますが、農家っていうのは11月あたりにもろもろ、JAとかほかの業者から買ってる肥料とか農薬、いろんな資材の返済が11月いっぱいぐらいにやらなければいけない。それから土地改良区の賦課金、それから田んぼを借りてれば田んぼの賃料も払って、もろもろの経費がその時期に一気に払わなければいけないっていう状況が、これは毎年なんですけれども、順調に所得が入ってきてればまあそれはそれでやりくりするんですけども、どうも先ほど言ったように、そういう状況でないっていうようなことがあろうかと思います。

で、農家は今、稲刈り、それから梨の収穫等々で、なかなかこういう実態を訴える、訴えなければいけない気持ちはあっても行動に移せない。どっかのJAも米の今、出荷の受入れの段取りとか等々で、恐らく結果が出てきたらJAも動くかもしれませんが、結果が出てからでは、先ほど言ったように11月の支払い、それからもろもろの税金、共済等々が年内に支払いをするっていうのは昔からの農家の実情がありますけれども、資金繰りの面で大変な状況になるのが明確でないかなっていう気がします。その辺の対応策どういうふうにして考えているのかなって。まあ現状の直

近の農作物の状況等も併せてちょっとお聞かせください。

それから2点目は、全国的に農業の分野では若い人の参入が少ない。で、統計的にもちょっと前に農業新聞なんかにも出ておりましたけれども、このままでは国内の食料生産っていうのは、まあ農水省は昨年あたりから穀物のあのおりの戦争を受けて逼迫してるっていうことで、相当国内生産をようやくっていうか、強めなければいけないっていう具体的な動きをしておりますけども、それ以上に後継者が、若い人たちの参入が少ないっていうことで、将来的には大変な状況になると、そういう危機感があるわけですがけれども、まず御案内のように男鹿市でもなかなか容易に、農業とか、それから漁業とか林業関係とか若い人たちが入ってこない。どうしてかって、何のことない、労働に見合った給料等の待遇ができないっていう、そういうことです。ですから、やっぱり将来の基幹産業、市内の基幹産業、そこそこ、きっちりまでいかなくてもそこそこのレベルで維持する、そのための若い人を積極的に雇用するようなそういう環境を整えなければ、今以上に大変な状況になるんでねえがなって。

で、併せて、まあ菅原市長以下、担当される方々は、企業誘致っていうことで、まあ先日もやり取りあったわけですがけれども、動いていますけど、容易に男鹿市には我々が望むような企業が今のところ入ってこない状況。ですから、なおさらやっぱり基幹産業の分野では若い人たちがやっぱりきっちり地元に残るような、そういう環境整備をしていかなければいけないんでねえがなっていう気がします。

そのための、さっき言ったような大きな理由である給料の部分で、やっぱり雇う側にそこそこ支援をしていく。例えば、具体的な例として、若い20歳前後ぐらいでも、まずせめて男鹿市役所、高いか安いかいろいろ評価分かれるわけですがけれども、月20万円ぐらいの給料レベルだとしたら、おおむねそのぐらいのやっぱり基幹産業に参入した、就職した若い人たちにやる。で、雇い側が十四、五万。せめて市が例えば5万円ぐらい。そうすれば年間60万円。20人が対象になれば、たった1,200万円で20人。30年間、その辺の若い人たちが参入できますと、そのぐらいの数字になります。何とか維持できるようなレベルで持っていけるんでねえがなって、まあそんな若い人たちが就職しやすい、受け入れられるような促進支援策をそろそろ講じていったほうがいいんでねえがなっていう気がしますけども、まあ国とか県あたりも従来と比較すれば結構いろんな助成制度、いろんな事業があって、後継者の人方が

それを活用してる方もおるわけで、まだまだ全体的にはそういったものがうまく、まずごく一部だっというような現状もありますので、まずこの辺は男鹿市、先日もありましたように財政厳しくても、まず将来のために優先してやるべき課題なんではないかなっという気がしますけども、まあその辺の具体の取組は別ですけど、考え方、対応の姿勢についてちょっとお聞かせください。

○委員長（田井博之） 夏井農林水産課長

○農林水産課長（夏井大助） そうしますと、私からは、まず高温少雨による農作物への影響というところ、それから、その支援策といいますか、対策について御説明いたします。

委員がおっしゃられたところとかぶるところもあるかもしれませんが、今、当方でつかんでいる情報を御説明したいと思います。

まず稲作につきましては、出穂期以降の降水量が非常に少ないということで、沢水、それからため池を利用している圃場では稲が枯れるというふうなところも見られます。それから、登熟期に高温にさらされておりますことから、未熟米や変色といいますか、茶米、それから胴割米、こういう発生など、品質の低下が懸念されております。

次に、大豆につきましては、やはり大雨の影響があったと思われておりました、落葉が見られているということです。水不足により肥大に影響して減収が見込まれているというふうな状況であります。

ネギにつきましては、これも水不足によって葉先が枯れるという圃場が見られておりました、ネギ自体も太くなくなりにくいというふうな状況であるということです。

梨につきましても、まあ高温の以前も霜の被害等々ありました、その辺の状況もあると思いますけれども、小玉で、果実の日焼け等の影響も出てきておるということです。8月30日から選果場動いておりますけれども、降水量の不足によって、やはり実際見てみると小玉となっておりまして、表面の黒ずみ、それから中身が蜜症といいますか、腐敗しやすい状況になってるというふうな状況であります。青いうちでの収穫を呼びかけているというふうな状況であります。

それから、キクにつきましては、高温による開花遅延が発生しております。これから彼岸向けの出荷の最盛期を迎えるところでもありますけれども、出荷量が今年の半分程度になるのではないかというふうな情報があります。また、花の奇形、それから立

ち枯れ、こういうものも発生するというふうな状況から、今後の出荷量の減少、品質の低下も懸念されております。

最後に、ソバにつきましては、今年から本格的に取り組んだ若美福野地区の団体もありましたけれども、高温の影響により収量がほとんどないというふうな状況だと情報がございます。

それで、この被害への対応策ということで今現在具体的なものは持ち合わせておりませんが、対応策としましては幾つか考えられるかと思っております。

まずは、委員もおっしゃられたとおり、収穫期が終わりますと各種支払いがありますので、その資金繰り対策ということで、この辺の支援ということです。それから、来年度に向けた種子、資材の購入、こういうものも心配されることから、この辺の支援も考えられるところです。

で、さらに今後の対応として、この異常気象が非常に珍しいものではなくなってきたというふうなところを見ると、セーフティネットが必要だというふうに改めて思うところであります。収入保険への誘導というところで、本年度から新規加入であれば2分の1補助というふうなものを用意してございますので、そういう収入保険へ誘導するというふうなところも進めていきたい、考えられるというふうに思っています。

大雨の被害の対策、今回予算に上げているものも県と協調している事業等もございます。この高温の被害について、県としてどのような動きがあるのかと、こういうところも見ながら、まあこの後、収穫の状況も見ながらですね、情報収集しながら全貌をまずつかんでいきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、農家の方々が来年も農業継続できること、意欲がなくならないようにスピード感を持った効果的な対応策、こういうものが必要だというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○委員長（田井博之） 湊産業建設部長

○産業建設部長（湊智志） それでは、私のほうからは、若者の農業、農林水産業への就業等々について、大きなところでお答えしたいと思います。

細かいところで申し上げますと、農林漁業の担い手奨励金事業ということで、個人には支給する事業を今現在しております。また、このほか、男鹿の漁業応援経営確立

支援事業ということで、独立して漁業者になる方に対しての支援等々はしているところでございます。

委員からお話のありました、その農業法人等、そこに就職する方への支援も必要なのではないかと、所得を上げる上でのそういった取組も必要なのではないかというお話しがございました。そこら辺につきましては、いろいろまあ全国のそういった取組をしている市町村の状況等々も参考にしながら、ちょっと中では協議といいますか、研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○委員長（田井博之） 再質疑ありませんか。13番三浦委員

○13番（三浦利通委員） ありがとうございました。

夏井課長、まず分かってるように、課長も言われましたように、まあ農家が意欲を欠かないように、あとやめたとやわらないように、来年度も再生産、継続して農業が意欲を持ってやれるようなやっぱり支援策っていうようなことで、特にスピード感で資金の関係でいくと、さっきもちょっと言わせてもらった、前にもいろんな災害を受けて、市のほうでも農協のプロパーに市が利子助成してやるけれども、議会の議決を経て、いざ作業をして出すっていう場合、何ぼ早くても1月とか2月。そうすれば、農家っていうのはさっき言ったように、年内に、11月、12月、いろんな各種もろもろの返済しなければいけない資金等も借りてる部分、全部あと処理しなければいけない。処理してらんだもんな。よそから、金利別として、どこからでも借りてきても何しても払わなければいけない。払ってらんだもの。ですから、正月過ぎれば、何ぼよ、市がなるほどなっていうようなその支援策やっても、あんまりありがたみねえな。今頃かって言われるから、何とかスピード感を持って、でも最近の、さっき言ったような災害等の資金関係でも見ていれば、そんなにあれだ、農家も昔ほどいっぱい借りる農家数もおらない。金額そんな膨らまない。仮に5,000万のよ、融資額が出て、1.5パーセントだったって、たった75万だ、1年で。大したことねあんだから、と思う。で、どっかの農協も普通であればプラスアルファよ、自分ほうも、まあ収入同じようにいかなくとも、5パーセントでも7パーセントでも利子補給するかって。良識あるJAだばそうするはずだけでも、そういうのも働きかけてあげれば、極めてやっぱり低利の資金が農家に提供できるんでねえがなと思いますので、何とか、被害

の状況等をよ、見極めたと同時に、同時進行でそういう作業もやってもらえれば農家も喜ぶのではないかなと思います。

それから、農業後継者の関係ですが、湊部長、よその例云々って、よそのやつだけ、あんまりねえがら今しゃべってらんだって。安田さん言ったとおり、あんまりそういうやつ探さねえってもいいがら、やっぱりなるほどなって、俺、今主張してるのが皆さんから見ればなるほどなと思わねえがもしれねえべども、俺、後継者対策の一つとしては、やっぱり国、県あたりがやってる部分では今言ったような部分ちょっと落ちてるから、さっきから言ってるように、専門農家のおやじさん方もどうして自分の息子に農家をやらせないかって言えば、簡単や。農家っていうのは息子が入ったからってそんなに一気にや、販売額が500万も1,000万も伸びるかって、そういかねえあんだもの。ところが息子入ってくれば、車もいいやつ買わねばいけねえし、小遣いやらねばいけねえし、油代、みんなおやじにつけるって、それがみんなおやじさん方が分かってるがゆえに、まずしょうがねえなど、自分方の代であとやめるしかねえなっていうことで諦めてる。それが今の状況だと思うんだよな。だからそういった面では、まあおやじさんが経営主でやってて、まあある面では雇用者って捉え方したら、おやじさんにもそれなりに支援するとか、法人等に支援するとか、俺、そういう制度は今必要なんでねえかと。

併せて、観光業だって、ああ、観光課長悪いっす。関連して話をすれば、さっき市政報告の中でも8,500人ぐらいの宿泊数が落ち込んだっていうような数字出てあったよな。そうすれば、年間、最近のデータでいくと9万人前後ぐらいの宿泊数でねがったっけか、トータルで。1割減って、これは大きいと思うんだよな。1か月かそこらの、盆までの間だから。で、御案内のとおりや、コロナの影響で2年、3年、相当やっぱりホテル等の経営者も難儀を強いられて、ここへ来てこういうふうな状況受けて、コロナの影響等を受けた中で借入れをして、あと返済が一部始まっている状況もあるやな。だから経営者の人方も、中には余裕のある経営者はいいいんだけど、そうでない経営者ってのは相当資金繰り等で難儀をしている経緯もあるんだべども、まあその辺の状況なんかも何ぼかつかんでるもんだべが。大丈夫だっていうような捉え方してるのか。結構、全国的にやっぱりあれだな、コロナのそういうふうな資金を借りたはいいいんだけど、今ここへ来てなかなか思うように経営がよくなるないって

いうことで難儀を強いられてるっていうようなこともあるので、うちのほうの観光業あたりはどういう実情、もしつかんでいたらちょっとお聞かせください。

それと併せて、観光業あたりもよ、やっぱりほれ、昔のお姉さんばかりではやっぱりちょっと魅力のない観光地になってきてるんだものな。だから若い人方がやっぱりそこそこや、就職、参入するようなそういう仕組みも、さっき言ったような農業だけでなくて、観光、漁業もっていう意味合いでちょっと話をさせてもらいました。まあこの後、具体はなかなかすぐには出ないかと思えますけれども、皆さんのほうでちょっと研究してもらえればと思います。副市長、その辺でもし御答弁がありましたらお願いします。

○委員長（田井博之） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） まず、大雨の後の猛暑、水不足でございます。

水は今とってみますと、あの大雨の被害で農作物の被害が実際のところは6, 500万と、まあ1億いかなかったんですけども、その後のこの猛暑、水不足は、こんなレベルでないと思ってございます。春先は、まあ少なくとも水稲、大豆は途中まで非常に順調だったので、まあ豊作基調かなというふうな思いでしたけれども、まあ大雨、まあ大雨自体はね、水稲はまあ冠水しても、まあ6時間、12時間ぐらいにさっと引けば、今、あの時期ですと大丈夫なわけですけども、その後のやっぱり水不足が相当ひどいということで、まあ今回、今議会で大雨の被害対策をお願いしてございますけども、実は災害とすれば、その後のほうがよりひどいというふうに思っております。非常にボディブローといいますか、広範な作物にわたって男鹿全域で、まあ県内全域でしょうけども、痛手を被るだろうなということが容易に想像されるというふうに思っております。

さっき課長からも話ありましたように、まあ言うなれば大雨に続く災害というふうな位置づけで、この後対応していくことが必要でないかなと思っております。タイミングを逸すれば農家には響かないというお話もごもつともな事と思えます。災害対応では、まず早めに支援のアナウンスを早く農家に届けると。それから、仮に需要がさほどなくてもですね、きちっとこれだけ市のほうでも準備して待ってるので大丈夫だからというふうな、その安心感をお伝えするっていうことが大事だと思っておりますので、まあそういったところを念頭に置きながらですね、この後きちっとですね、ス

ピード感を持って対応できるように対処していきたいと思っております。

なお、当然、これだけの水不足っていいですか、猛暑でございますので、県のほうでも何かしらのことはね、普通は考えると思います。多分、今の災害対応を対象を広げてというふうなことも多分念頭にあるのではないかなというふうに私は想像してま
すけども、まあそこら辺の情報も取りながらですね、機を逸することなく対応できる
ようにしてまいりたいと思っております。

それから、若者の1次産業への参入でございます。

国のほうでもこれまで、まあ県もそうですけども、新規参入については、特に農業
関係、林業関係については、漁業関係もそうですけども、一定の所得をね、自営する
場合に、独立自営する場合に一定の所得を、まあ3年なら3年、5年なら5年確保す
るというふうな仕組みで、スキームでやっておりますし、また、雇用についてもね、
一部国のほうから緑の雇用っていうことで、雇用された法人のほうにですね一部支援
という形でやっておりますけども、果たしてそれが今のこの一般企業の、一般の中小企
業っていいですかね、再賃が引き上げされてるという中で、人手不足の中で十分か
なると、まあ決してそうではないだろうというふうに思っております。企業誘致と
同じぐらいの効果があるとすれば、当然そういうふうな支援というのは、これは市独
自でも考えてしかるべきでないかなと思っております。まあ具体的にどういう形で
できるかどうかは、この後少し研究検討してみなければいけませんけれども、そう
いう面ではですね、非常に重要な課題であるなというふうに思っております。

それと、その雇用する職、まあ新規参入者っていいですかね、新規雇用者に対する
手当もそうですけども、もう一つ男鹿で大事なものは、そういった雇用就農をやるた
めの受皿としての法人をつくる、これがやっぱり大事だと思います。毎度毎度農業関係
の御質問に対して、私、壊れたテープレコーダーみたいな形で同じことしゃべってま
すけども、やっぱり法人化しないことには、この後、要するに労働力の確保もま
まなりませんし、資金繰りもこれはままならないということでございますので、法人
化すれば世の中ばら色になるかと経営がよくなるかと、これはありませんけれども、
これからの農業経営はそうでないと、とてもじゃないけども継続性を考えた場合には無
理だというふうに私は確信を持っております。ですから、今ある個人の経営の方々、
非常に規模大きい方々がこの男鹿地域にはありますので、その個人経営を何とか法人

化して雇用もできるように、もしくはしっかりと社会保障も完備できるような形に誘導していくということが大事でしょうし、また、今進めている圃場整備、これを契機にやると。場合によっては複合作物を導入、それを契機にして法人化していくというふうなことをですね、一方で整えながら、そうした経営に雇用されるよう、そういった受皿をですね、しっかりつくるということもまた一方で大事だと思っておりますので、両面から進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（田井博之） 杉本観光課長

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） お答えいたします。

まず、大雨に伴う宿泊キャンセルの件でありますけれども、市内の温泉施設合計で約1,000人です。これに伴う損失額が推計で1,600万円と推計しております。また、先ほど委員からお話しありました8,500人、主要観光施設の入館者数の減少が8,500人、これによる損失額は約800万円というふうに推計しております。

いずれ大雨によりこういった被害があったわけですが、その後の民間の旅行会社の支援商品等も出ておまして、そういったことによって、8月以降は比較的順調に観光客来ております。特に8月11日からの3連休以降については、非常に順調というふうに事業者のほうからは伺っております。

この中で、大雨の影響は、コロナの資金の返済と併せて非常に厳しい状況と申すか、ダブルパンチっていうような状況がありますけれども、件数自体はそれほど多くないのかなというふうに思っております。個々の事業者への確認はちょっとうちのほうでは行っておりませんが、この後機会を見て、そういった情報収集もしていきたいというふうに思っておりますけれども、事業者からですね、そういった相談等があった場合には、返済のめど等が立たない場合には、その資金繰りの延長と、金融機関への延長等の要請と申すか、相談も個別に、個別について申すか、金融機関とは個別に可能かどうかも含めて相談していければなというふうに思っております。

それから、人手不足の件、農業だけでなく観光業も人手不足というふうなことで、小野委員からの一般質問でもありましたけれども、労働力人口が日本全体で減少しておりますので、まあこういった産業にも言えることではありますけれども、特に観光業については、こういった状況が顕著になっているというふうに思っております。そ

の要因としましては、うちのほうの宿泊施設は長年ツアー客を対象としてやってきておりますので、生産性の面からいって必ずしも設定している価格、宿泊料金が適切な状況ではないというふうなことがあろうかと思えます。それから、労働条件、やっぱりチェックイン、あとはチェックアウトのところにどうしてもマンパワーが必要となりますので、こういったところの拘束時間が長くなるといったところが、労働者にちょっと敬遠される部分であろうかなというふうに思っております。いろいろこれについては、宿泊事業者とは今年度春からいろいろ意見交換しておりますけれども、正直どういった対応ができるのか、民間事業者でも困っているというような状況であります。ゴールデンウイーク等のどうしても人手が必要な場合には、アルバイトの時給をアップさせて対応しているというのが今の現状であります。これについては、来年度、何か市のほうでも支援できないかということで今検討しておりますので、一般質問の答弁でもありましたとおり、アプリやマッチングサイトを使った部分、そういったところへの支援が市のほうでできないか、これ研究とともに先進事例を探しながら、うちのほうに合った条件を考えていければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（田井博之） さらに質問ありますか。

○13番（三浦利通委員） 委員長、終わります。

○委員長（田井博之） 13番三浦委員の質疑を終結します。

ほかにありませんか。7番船木委員

○7番（船木正博委員） 通告なくてすみません。今、防災のこと出てきましたので、まあそれに関連してちょっとお伺いします。

私も防災のことにに関して一般質問させていただきましたけども、その際にね、ちょっとまあ言い忘れたこともあるということで、それも一緒にまず今言いたいと思うんですけども、この防災に関しては、情報もすごく大切なわけですし、そのほかにもですね、やっぱり市民への教育とか訓練とかね、やっぱりこういうことも非常に大切だと思います。防災行政無線を活用するためにいろんなこともありますし、防災に対する市民へのいろいろな対処の仕方もあると思うんですよ。そういった場合、やっぱり市民への教育と訓練がやっぱりこれから、まあ今までもやってると思いますけど、本当に大切だと思います。まず市民自身がね、どのように対処すべきかを知ることが

ね、やっぱりこれ一番の安全対策であり、効果的な運用につながると思うんですね。いろんないい設備とかあっても、やっぱり市民が反応しないことには絶対これなりませんので、やっぱりそのところの教育とか市民への訓練とか、そういう意識づけが非常に大切だと思っておりますので、そういった観点からですね、年に一度、防災訓練しているわけなんですけども、あれは各地区担当で毎年こうやって変わっていくんですけども、そういうやり方で市民の参加で行われております。その年に1回の防災訓練のほかにですね、このほかに行政として市民へのこの防災に対する教育であり、訓練や意識づけをどのようにしているのか。その辺の今、市の状況等、まず最初にお知らせください。

○委員長（田井博之） 三浦危機管理課長

○危機管理課長（三浦幸樹） 市民への防災に関しては、防災リーダー講習会、これについては今年も10月、県を通して共同でまず行うという予定であります。これについての周知の仕方については、自主防災組織、それから消防団、それから、それぞれに通知を出しまして、防災意識の向上ということで考えているものであります。

また、そのほかに市の防災訓練、年1回やっておりますが、そのほかに、今年度は自主防災組織に対しまして、各地区のほうに回しまして、その地区を担当に自主防災組織的なものというか研修等を開催して防災意識の向上に努めていきたいということで、今年度は考えているものです。

以上であります。

○委員長（田井博之） さらに質疑ありませんか。7番船木委員

○7番（船木正博委員） 自主訓練とか出されているようですけども、いろいろ町内ごとにですね、市独自で今まで、この今説明を受けましたけども、町内で自警団とか防災組織、防災班を組織してやっているところもあります、各町内でね。けども、そういうふうなところがない町内とか、いろんな各種団体もあるわけですね。そういうふうな組織もあるわけですので、やっぱりそういうふうなところの町内会や各団体の、まあそういうふうなところ、まずないところにですね、やっぱりもう少し市のほうからも意識づけしてもらって取り組んでもらうと。そういうふうなところまで私お願いしたいと思います。やっぱり訓練しているところと、していないところでは、やっぱりいざというときにかなりその差が出ると思うんですね。そういったところの

やっぱり幅広くね、市を一体としてやっぱり意識づけなり、訓練なり、教育が必要だと思いますので、そういうふうなところももうちょっとね、きめ細かにやっていただきたいと、ということでありました。

それで市のほうでもいろいろ講習会やってるようですけども、市のほうでも、じゃあその訓練、防災訓練とか実施したところに補助制度があったはずですよ。それを使ってやった組織も、町内とかもあると思うんですけども、今までそういうふうな補助制度、市の訓練等に関わって補助とか、そういうふうな実施した町内や各種団体はどのくらいあるのでしょうか。ひとつお知らせ願います。

○委員長（田井博之） 高桑企画政策課長

○企画政策課長（高桑淳） 各町内会の活動に対して、市ではその活動の課題解決に取り組む地域づくり、これを目指したその自主的な活動に対してコミュニティ活動推進補助金というものを交付してございますけども、その中で町内会のほうで安心・安全な地域づくりということで、まあ自主的なその防災訓練といったものを実施してるところもございます。そういったところに対しては、このコミュニティ活動推進補助金、これの交付も行っておりまして、令和4年度の実績でありますと、防災訓練ですとか交通安全の看板作成、こういった事業に対して、18の町内会に対してこの補助金を交付してございます。

今年度もですね、事業の計画として補助申請あったところだと、防災訓練、それから避難所の整備、交通安全事業を実施するということでの申請でありますけども、今年度まず23件の申請がございまして、交付決定をしているところでございます。

私からは以上であります。

○委員長（田井博之） さらに質疑ありませんか。

○7番（船木正博委員） 分かりました。いろいろやってるようですけども、まだまだ十分だとは言えないと思うんですね。まあ全市の中を見ると、ということもありますので、年1回の防災訓練のほかにもいろいろまずなされているようですけども、まあ各町内とか個人団体とかにね、お任せしているのもいいんですけども、やっぱりある程度市のほうでも指導して、そういうふうな訓練等、もう少し幅広く取り組んでいただければありがたいと思います。例えばね、各公民館とか、これからコミュニティセンター、そういうところで10月からあるんですけども、そういうふうなところで

ね、やっぱり防災に対する講習会とかね、訓練等、その地域別にね、やっぱり市主導で開催してもいいと思うんですよね。こういうふうに災害の多い時期ですので、個人に任せることもいいんですけども、やっぱり定期的に市のほうでも防災意識を高めるということに対してもですね、やっぱりこういうふうな講習とか防災に対する訓練等ね、もう少しきめ細かにね、やっぱり対処していただければ、災害になったときのいざというときに大分こう機能するのではないかと思いますので、どうでしょうか、市のほうも率先してね、もう少し防災対策を市民に徹底して講習するとか、そういうふうな考えはないでしょうか。その辺ところお願いいたします。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） 委員の御意見は十分に承りました。一般質問でもかなりその防災のことがあって、市のやることは非常に多いと御指摘いただいたことをきちっとやっていくように頑張っていきます。

男鹿の自主防災組織が99パーセントぐらいいってると。一つの町内だけだったはずですよ、99.何パーセント。すばらしいことだと思ってます。前市長とか職員方、それから議員の皆さん、市民の皆さんが理解あったからこういうことができたことだと思ってます。

私は、この前の豪雨災害で、まあ言い方悪いですけども、これでも大変だと。それが全市でこういう災害があったらどうなるんだろうということを本当に思いました。そのためには、委員がおっしゃるように、やっぱり一人一人の意識が大事なんですよ。それから、自分たちの町内の隣近所、仲間意識を持って、その防災に当たっていくと。その意識づけが大事です。だから私が日頃から言ってるように、住民がいかに参加してくれるか。市民参加、いろんなことに対して関心を持って当たってくれるかと。この災害だけじゃないんですよ。いろんなことに、健康づくりでもね、それから自分たちの産業づくり、子育てでも、みんながね、こういう意識を持ってやっていけるっていうことが大事だと思ってます。体裁のいい話ですけども、私はそういうことに関しては、やっぱりなまはげの里フィロソフィをみんなが勉強して、そういう機会をつくってやっていければなということを思ってます。

それから、具体的な防災の面で、私も答弁で戸別受信機をもう徹底的に配っていくと、ちゃんとやりますよって言いましたけども、答弁の中でも言ったように、いろん

な発信の仕方があるわけですよ、SNSで。だから、例えば戸別受信機があって、それが全てでないわけですよ。万能でないわけですよ。いろんなやり方があるっていうことをまず覚えてもらいたい。そして、その意識づけの話からいけば、スマートフォンとかそういうやつもショートメールの普及率でさえなかなか上がっていきません。あれをきちっとやってくればね、私は戸別受信機は要らないと思いますよ。それとか、スマホでいろんな情報取れる。最初から、老人は、高齢者はなかなかスマホができないって言ってるけども、私はそんなことないと思ってます。総務課で一生懸命、今、各出張所、これからコミュニティセンターを回って、スマホの教育やろうとしてますから、私はスマホに1台何万円とかって補助金出してやったほうが、ずっと防災にも健康づくりにも市民の意識改革にもみんなつながっていけるんじゃないかなと、そういうことを考えてますので、どうかいろんな切り口があるんだと。その根底には、やっぱり市民が自分たちの市を、暮らしやすい、みんなで作っていくんだと。行政だけに頼らないで自分たちがやっていくんだということを、委員の皆さんと一緒にね、そういうのを一生懸命つくっていきたいと思ってますから、どうか市民参加の行政だということをひとつ御理解願いたい。

幾ら市がね、市役所職員が頑張っても、なかなかできないことっていっぱいあります。言い訳してるんじゃないくて、もっと市民の意識を変えていこうと。私たちの意識を変えていこうと、そういう思いを何とか皆さんからも御理解を願いたいと思います。以上です。

○7番（船木正博委員） 最後に。市長の熱い心を知りましたので、ありがとうございます。これからも一生懸命、私も頑張りますので、一緒に共に頑張りましょう。ありがとうございました。

○委員長（田井博之） 7番船木委員の質疑を終了します。

審査の途中ではありますけども、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

午後 1時01分 再 開

○委員長（田井博之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。14番小野委員

○14番（小野肇委員） お昼からもよろしくお願ひします。

そうすれば、通告に従いましてお聞きいたします。

午前中も話題に上がっておりましたが、水不足のことについてお聞きしたいと思ひます。

上水道の水源なんですけども、男鹿市の二つの大きな水源、一ノ目瀧と滝の頭がございまして、こちらのほうの水源の状況、水不足に至るようなことがないのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

それと、上水道補正予算の第1号で、損害賠償のことがございましてけども、歳出はありましたが、保険料の歳入の部分がなかったんですが、そちらのほうのお金は入らないのか、今回入れてないのか、そこをお聞きしたいと思ひます。

それと、一般会計の第4号の補正予算で、文教施設災害復旧費、男鹿中屋内ゲートボール場の通路、書かれておりますが、令和4年度の決算書のほうにも119万円の記載がございまして、今回の災害も同じ場所がいったのか、ここをお聞きしたいと思ひます。

それと、大雨の被害でいろんな各自治体さん、まあ関係各所の方々から御協力いただいて今があるわけがございまして、そちらの方々への感謝の言葉というか、謝意についてどのようにされたのか、お聞きしたいと思ひます。

それと、通告にございませんが、市長にひとつお聞きしたいと思ひます。

魁新報で、金田代議士が次期衆議院選へ出ないということがございまして。今回どういいますか、男鹿市も大分陳情等行きますと、金田代議士さんと一緒に行ってるようなことがございまして、金田さんが出馬しないということに対しての男鹿市への影響とどういいますか、そのようなところどのように考えているか。あと、もし後継のことが分かるようであれば、少し情報をお聞きしたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（田井博之） 薄田ガス上下水道課長

○ガス上下水道課長（薄田修一） そうすれば、私のほうから、一ノ目瀧と滝の頭の水源地の状況について報告いたします。

現在のところ、一ノ目瀧、それから滝の頭なんですけども、節水が必要だというほどの水量減ってるという報告は受けておりません。

で、先ほども班長のほうから直接現場のほうへ連絡取ってもらったんですけども、一ノ目瀉のほう、若干見た目は下がってるんですけども、節水がすぐ必要だというような状況ではありません。まずは今のところほぼ例年どおりの水位というところで報告を受けております。

以上です。

○委員長（田井博之） 畠山管理課長

○企業局管理課長（畠山隆之） 小野委員から御質問ありました、漏水事案に係る保険金の支払いの収入がないということですが、今回のこの水道責任賠償保険、この仕組みとしましては、市がその被害を受けた方と、保険会社が中に入るような形で、実際に被害を受けた本人からの請求を市が受け取って、それを保険会社のほうに送付して、実際に最終的な保険金の額が確定しますと、直接保険金が被害に遭われた方に支払われるので、今回の収入のほうには予算措置がされてないと、そういった形ですので御理解いただきたいと思います。

○委員長（田井博之） 伊勢谷文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（伊勢谷毅） 小野委員の御質問にお答えします。

令和4年度に男鹿中ゲートボール場の敷地内の復旧工事、同じような場所なのかという御質問ですが、同じ場所ではないのですが、通路上に沢が走っておりまして、で、令和4年度に崩落した場所の続きというか、隣の部分になります。で、今回の場所を含めると、沢の部分は全てカバーしたような形になります。

以上です。

○委員長（田井博之） 三浦危機管理課長

○危機管理課長（三浦幸樹） 私からは、大雨災害で御協力いただいた各所へのお礼について報告します。

大雨被害により、支援物資、それから給水の協力、それから災害廃棄物の戸別回収の作業をしていただいたボランティアの方々に対しまして、市長名でお礼状を8月中旬に送付しております。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） 役所的に言えば、まだはっきりしてないものに対してどうのこうのという話はできないでしょうけども、憶測ではそういう憶測ですよ。私も31日

の日に会ったばかりで、そのときは元気よく話して、そのときも陳情しました、ロビー外交で。そういう様子はひとつも見当たらなかった。

いつも言うように、地方にはやっぱりいい政治家、力のある政治家がないと駄目なので、やっぱり彼はそういう意味では力のある政治家だったと思ってます。何とか、まあそういう状況か確認してから、また皆さんで相談しながら対応を協議していきたいと思ってます。

以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありますか。

○14番（小野肇委員） 終わります。

○委員長（田井博之） 以上、14番小野委員の質疑を終結いたします。

続いて、1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 通告に従いまして質問いたします。

このたび債務負担行為補正ということで、男鹿市体育施設等指定管理料、6年度から10年度の1億1,300万というふうな限度額での補正内容でありますけれども、私、記憶してるところで、体育協会との単独のときが確か7,700万、その後、まあ9,000万ちょいということと、それからの2,000万ですか、こういうふうが増えてるわけですが、その内容について少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

そして、前は3年の期間でしたけども、まあ5年ということで、その5年にした内容についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、温浴ランドの無償譲渡とか今年度限りでというふうなことで、全員協議会等、それから一般質問等でもいろいろ議論されておりますけれども、このたびの指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果についての内容を見ますとね、これ38ページですけども、前年度実績で4万2,000人と、それから、その中に指定管理料が2,400万と、まあ差引き160万の黒字ということでありまして。そういう中身において、まずこの3年あまり、コロナ禍で大変な経営環境というのは厳しかった中ですね、まあその指定管理料の2,400万だとか、市長答弁に、市長のやり取りを聞きながら感じたことは、約5億、両方合わせると10億こうこうということで、まあそろそろじゃない、今年度限りで民間のそういうやっってもらうところを

募集するということのようにでありましたけれども、この地域振興公社に指定管理をしていただいて、まあ結果をどういうふうに分析しているのかなど。第三セクター、いわゆる民間でない第三セクターの中で、まあ市長から見ると結果を出せなかったというふうになっているのか。やりようによっては、この先ほどの数字等々によっては、この中でもね、例えば市に対しては入湯税ですね、入ってるわけで、もしかしたらその数字はちょっと把握しておりませんが、まあ約2,000万なのからちょっと分からないけどもね、そういう中で私聞きたいのは、来年以降ですね、その5億円かかるというのが、この温泉の今の状態でやると、年次的に5億の内容というのは、来年は約1億かかる、そしてこうこうだという、もっと詳しく分析しておられるのかね。そこのあたりを民間でも受けるというか、やりようによっては、どうしてもすぐ直さなきゃいけない部分というのはここですよ。こういうことをしっかり分析しながら、いわゆるその公募といいますかね、セールスするにしても、こういう状態でこうこうこうだから、そしてまあそれに対して3,000万を限度に3年だとか、1億円をこうだとかっていう条件を出すに当たって、現状をきちっと分析したり、議論しているのかね、非常にこう、あと最初からもう民間にやるしかねえっていうふうな判断で、あと何となく結論を出してしまってるのではないかなど。多分、市長、民間感覚で、経営感覚でいくと、やっぱりびっくりしたのが、まあそれが4,000万の価値がある部分をよ、何もあとこれからかかってこうだからただでやるという結論を出しているのではないかなどという感じをね、こうするもんですから、現状分析を、民間に譲渡するにしても何にするにしても、セールスする段階で非常にここはまだいい施設で、こういうところあってこうだよということで何とかぜひここを利用して何かやってもらいたいというのが民間の経営感覚といいますかね、そういう形になるのではないかなどと思うけれども、何となく、あと5億円かかる、中身前によ、あまり、中であと手放したほういいという結論に、性急に結論を出してるように、まあ今までの議論を、ちょっとそういうふうを受け取られますので、まあそのあたり現状認識といいますかね、そのあたりを処分するとき、もちろんこれ最後は議会の議決を要してよ、こうこうだという部分もありますしね、そのあたりをもう少しあらゆる角度からあれだなという感じをしております。まあ一つの例が、土地を取得するときには不動産鑑定士だとかこうこう、売るときはまあまああって、まずね、非常にこう役

所的な、市長の言われる経営感覚、民間感覚ではちょっと、そういうふうなことがあるような気がして、その例についてお聞かせ願えればなというふうに思います。

○委員長（田井博之） 伊勢谷文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（伊勢谷毅） 私からは、体育施設の指定管理料について、まず指定管理料の金額の増額の要因についてお答えいたします。

指定管理、体育施設なんですけれども、令和4年度にサンワーク男鹿が当課のほうの所管になりました。で、今は、令和5年まではスポーツ協会を含むJV三者でやっている総合体育館等の体育施設と、シルバー人材センターで今指定管理をしておりますサンワークでございます。で、令和6年から、スポーツ施設という一体的な管理ということで、全て一緒にスポーツ施設ということでの指定管理料を積算しました。で、今年度指定管理、債務負担額を組んでるのが9,000万と、サンワークのほうで約1,000万、債務負担を組んでおりますが、それが合わせて1億と。で、残りの増額の要因としましては、昨年度も光熱水費の補正を組ませていただいたんですけれども、当初から光熱水費の増額分、あと、肥料等の原材料の高騰分等を加味した金額で1億1,360万9,000円という限度額を設定したところでございます。

なお、5年間の間に、まあ光熱水費や肥料等が下がるということも当然考えられますので、そこは年度協定等の中で減額等を考えていきたいと思っております。

続きまして、5年にした理由ということになるんですけれども、3年前に指定管理を公募する際に、その前までは5年だったんですけれども、まず初めて全庁的に今後の公共施設の在り方をそのときに検討していた。で、新たな試みとしまして、公募の範囲を市内に限らず秋田県内に拡大しまして、なおかつ、健康寿命の延伸や公園施設の利用増等を含めまして、共同企業体でも応募可能としたと。そういうことによりまして、まあ実際の実績を見てから、5年というのではもし何かあったときに長いのではないかとということも考えまして、3年間にしたところであります。

で、今回5年にしたというのは、まあ初めて共同企業体によって管理したんですけれども、検証する期間3年間で、まあ今年3年目ですけれども、したところ、成果や相乗的な効果が認められました。実際指定管理をする際は、中長期的な視点で考えるほうが経営能力の発揮が期待できるということで、もともとあった5年に戻すものでございます。

以上です。

○委員長（田井博之） 杉本観光課長

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） お答えいたします。

まず、地域振興公社の指定管理の状況をどのように分析といいますか、どのように見ているかということでもありますけれども、これまでも様々議会の中でいろいろこの議論があった質問かというふうに思っております。先日の全員協議会でも挨拶がないというようなお話もあった中で、議会のほうで一番注目してる点は飲食部門、ここの展開だろうというふうに思いますが、正直この部分につきましては、まあコロナがあったというようなこともございますけれども、弱い部分でもあり、頑張りきれていない部分であろうというふうに思っておりますが、そうした中でも利用者を増やすため、カラオケ大会の開催や地域敬老会実施に当たっての営業活動の強化、あるいはキャンプ場利用者への食材の提供、こういったことを地域振興公社としても頑張っているところであります。このほか、新たな動きとしましては、市内をめぐるツアーの昼食会場として組み込んでもらうなどの取組も実施したところであります。

で、全体的には地域振興公社なりの努力はしていると思っておりますが、市民の憩いの場として、あえて採算料金としていない入浴料、こういったことなどが影響して、企業体質が民間レベルに達していないのではないかなというふうに思っております。まあこの辺につきましては、公益事業特有の経営のしづらさというふうなことがあったんだらうというふうに思っております。

一方で、公益性という観点からは、まあ温浴ランド、27年経過しましたが、27年営業していただきましたので、そういったことでは一定の成果があったんだというふうに思っております。

で、地域振興公社云々というふうな話の中では、なまはげ館、これにつきましては指定管理料ゼロで営業しております。うちのほうだけでなく、県内の他自治体で実施している様々な指定管理施設がある中で、こういった非常にまれな有効事例だというふうに思っております。そこの同じ地域振興公社で経営しているので、あえて地域振興公社がどうのこうのというよりは、先ほど申したとおり料金設定等がですね、公益性を追求する施設であるがゆえに、こういった結果になったのではないかなというふうに思っております。

大規模改修5億円の内容についてでありますけれども、これにつきましては、令和元年度に概算工事費の積算を行っております。この中で、温浴ランドでは建築工事、これが約1億9,000万円、電気設備工事、これが1,300万円、機械設備工事が1億4,000万円で、共通仮設工事が1,200万円、このほか諸経費や消費税を合わせまして4億7,388万4,000円であります。これに昨今の資材高の掛かり増し、2割増しというふうに想定しておりますけれども、これを踏まえて約5億6,000万円というふうな試算をしているところでありますけれども、この掛かり増しの部分、2割増しとしておりますけれども、保育園、あるいは船越小学校の改修工事、これらを見ますとですね、少なく見積もっても2割増し。だから正しく言うとなればですね、少なく見積もっても5億6,000万円が必要になるだろうというふうに思っております。

で、どこまでの改修を想定しているかといいますと、長寿命化に向けた大規模改修であります。建物設置以降、施設の機能は相当な支障が発生するリスクというのは、経過年数とともに高くなっていきますけれども、このため、この改修をすることによって構造躯体の健全性を維持して、このリスクを低減させ、さらにこの先20年程度を運営するという考えが根底にありまして、それに向けた改修でありまして、例えば来年に幾らかかるとかっていうそういうものではございません。持続可能な施設運営という視点に立てばですね、コストパフォーマンスや安全性を考えれば、大規模改修をして、一旦は20年運営するという手法が最も優れた手法だろうというふうに思っております。

それから、温浴ランドの営業の継続を諦めている公募の仕方なのかっていうふうな質問でありますけれども、現状の利用状況、あるいは利用者数、利用状況というのは、利用する方が一部の地域、一部の年齢層に限られていて、広く市民が利用する、要は公共性という部分では非常に薄いような状況になっております。そういった現状や、あるいは収支状況、それから、ただいま申しました今後控える大規模改修を勘案した中では、なかなかこれ以上、市が運営に関与するというのは難しいだろうというふうな判断で、今回、市の関与から手が離れるというふうな判断をしているわけですがけれども、地域の方々、市として我々もですけれども、何かしらの事業展開、まあ一番は温浴施設としての継続した運営が一番望まれてるところでありますけれども、何かし

らの事業展開をしていただきたいというふうな思いでやっておりますので、今できる最善の、様々な手を駆使して、何とか手挙げしてくれる事業者を見つけたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（田井博之） 再質疑ありますか。1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 文化スポーツ課長にお伺いします。

そうすると、体育協会に単独でやったときとJV組んだときとの、そのまあどちらが、まあまあ経費がね、こうだという、先ほどの説明だと変わってないと、根本的には変わってない。サンワークが来たからこうだ。いわゆる体協でやってた単独の、さっき私が言った7,700万の部分を基にっていうかね、そういう中で、JVなったから経費が変わって、掛かり増しになったとかということはないというふうに理解していいんですか。まあそのあたりをちょっとお聞かせください。

それからね、例えば今の温泉ランドですけども、まあ5億6,000万かけて20年というそういうふうな中での説明は分かりましたが、そうすると、今度我々に示された、全員協議会で示された、いわゆる5年、5年で、この民間では、あなた方から見ると現状でこうこうといったときに、差し当たりという言葉ちょっとあれですけども、営業するための最低限の投資額っていうのはどの程度見ていらっしゃいますか。そして、それがまあ5年やればまあいいですよという募集の仕方だと思うんですけども、まあそのあたりをね、WAOについては七、八百万でしたか、浴室の天井があれでということで、これはもう営業に致命的なあれだからって予算措置して、すぐやらなきゃいけないなど思ってるような答弁であったけども、まあまあやったのが今年の2月というかよ、まあまあそういうの見ても、私はちょっと、何か考え方がちょっとずれてるなという部分があったりしてね、感じてるわけですけども、まあそれはそれとして、温泉ランドの場合、当面その営業するに当たってはこのぐらいの投資しないと来年に向けての新しい民間の方々は、どういう説明っていうかね、どういうふうにあなた方、民間を募集するに当たって考え方をお持ちでしょうか、お聞かせください。

○委員長（田井博之） 伊勢谷文化スポーツ課長

○文化スポーツ課長（伊勢谷毅） では、私のほうから、スポーツ協会が指定管理していたときとJVになってからの金額に変化があったのかと、そういう御質問にお答え

したいと思います。

令和2年度以前、スポーツ協会で単独でしていたときは、委員おっしゃるとおり7,500万円ということで指定管理料が設定されておりました。で、令和3年からJVを組むに当たりまして、その指定管理料をベースに、そのほかに総合運動公園の緑地整備委託をしてました委託料、あと公園の管理業務、これはトイレとか、あずまやの管理業務等を合わせたものを一体的にJVのほうへ指定管理しております。その金額が合計で9,190万円、これは予算ベースの比較になりますけれども、の金額でございまして。まあそれを指定管理料を積算するところで効率化が図られるということで、9,000万ちょっとの金額でやって、154万円の削減が図られると、そういう形でしてまして。

それに対しまして、今回、まあサンワークが来た分と光熱水費、資材費等の高騰ということにしてるので、考え方としてはベースはそれほど変わってないというふうに我々は認識しております。

以上です。

○委員長（田井博之） 杉本観光課長

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） お答えいたします。

まずは、当面営業を続けるための最低の投資額というふうなところは、ちょっと私のほうでは分からないわけでありましてけれども、差し当たり機器の不具合といいますか、まあ使えないというわけではないですけども、差し当たり必要なものとしましては熱交換器の更新、まあこれが費用大体200万円であります。で、民間譲渡したからといって急に施設が稼働できなくなるというわけではありませんけれども、運営を続けていく中で不具合箇所が出た都度、対処療法的に修繕するよりは、先ほど申しました一定の期間営業を続けるというような視点に立てばですね、今、大規模改修をしたほうが効率的、効果的であろうというふうに思っております。1回で施設を改修したほうが休館の期間も短いので、不具合がある都度修繕するというふうになれば、経費の掛かり増しにもなりますので、そういった中での引受け先、引受手の判断になるのかなというふうに思っております。

で、5年という期間につきましては、我々も新たな支援制度等々設けておりますので、いずれこの期間はやってもらおうと。1億円の内訳の中でも指定管理料3年分を積

算の根拠としているというふうなお話もさせてもらってますけども、3年分の費用負担で、まあ5年やっていただければいいだろうと。ただ、5年で終わるというふうな考えではなしに、続けることができる限りやっていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（田井博之） 1番吉田委員

○1番（吉田清孝委員） 温浴ランドは、市の考え方は5億6,000万のその部分あと、そういう中ではやっていけない、まあやっていけないっていうか、やらないほうがいいから今回そういう方向でまずね、民間募集して公募してこういう形に持っていくという、まあその過ぎた数字だと思います、5億6,000万ね。そこはまず中身そういうことはあれだと。全面的にリニューアルしてまで、多分そういう判断をしたというのは分かりますけども、これからといいますかね、民間を公募するに当たっての、まあ対処療法、多分民間は対処療法的によ、さっき言った、どこか故障すれば二百何十万、それからあれだという最低限の形で、その今の状態の温浴施設としてよ、やるということ前提であれば、対処療法的に対応していくのではないかなというふうになってるから、その部分については非常に民間も関心を持つというか、現場を見て、今引き受ければこれどのぐらいかけてこうだというのは当たり前だよ、ここは変えなきゃいけない、修理しなきゃいけないっていうのは、当然現地見てやるであろうし、そのあたりをよ、まああなた方も、まあ民間とはちょっと感覚違うだろうけどもね、まずそのあたりは民間ではやりたい人は現地見てよ、いろいろ計算すると思いますよ。まずね、そのあたりあれだけでも。

私、この温浴ランド、先ほど申し上げました数字の中で、まあ非常にトータル的にね、4万何千人がこうやって1日百何十人ですか、平均的に、そういうふうにご利用されて、いわゆるまあ健康っていう部分でよ、さっき言った2,000万、そんなにこれからかけないで、もう少し例えば民間であればね、冬の期間休むとか、まずね、いろんな経営努力してやって、この赤字額2,000万ちょいをよ、何とか努力したのではないかなという、する、そういう根本的な維持していくための努力が足りなかったのではないかなという感じをね、まずしておりますし、もう少しこう、このコロナ禍での3年何ぼでよ、非常に厳しい経営環境だったから、もう二、三年頑張ってもい

いのではないかなというちょっと感じを、先ほどのその対処療法的に、対処的にね、まああのぶっ壊れたところ直してこうだと、今までもそうやってきたわけだから、まあそのあたりの考え方ってのは立たなかったのかな、もう少し経営上。それはWA Oにも言えることでね、まあそのあたりの努力が足りないのではないかなということ指摘しておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

答弁要らねえ。

○委員長（田井博之） 1番吉田清孝委員の質疑を終結いたします。

次に、5番吉田洋平委員の発言を許します。5番吉田委員

○5番（吉田洋平委員） お疲れさまでございます。

通告のとおり、私からも質問をさせていただきます。

私のほうからは、男鹿地区高校統合に関する協議会費についてなんですけど、魁新報のほうから6月8日に第7次県高校総合整備計画の後期計画ということで、男鹿海洋高校と男鹿工業高校の統合、で、校舎を2か所から1か所へ変更するというような報道がありまして、それを見た中で、今回協議会を開催するという事なんですけど、まず、この新聞の内容を見ますと、県でも地域住民と今後協議しながら、校舎をどちらにするのかだとか統合時期をいつにするのかを検討していくとあったんですが、今回のこの協議会に関して、県からの要請があって市が予算を出してこういった協議会を開催するのか、県のそういう要請があったのかどうかお聞きします。

で、今回のこの協議会に関しては、学校の統合ということで、まあ地域住民の方の意見がどこまでこう反映されるものなのか。また、やっぱりそういう学識というか知識がある方の意見っていうのがまず当然優先されるというか、そういう知識がないとなかなかこう住民が入りづらいような内容なのかなと思うのですが、この協議会の参集範囲というか、どういったメンバーで今後5回、年5回計画されてますが、協議会を開催していく予定なのか。内容が分かっていたら教えていただきたいと思います。

あと、先ほど言いましたが、協議会設置の意図なんですけど、やっぱり県立高校ということで大体その県の意向というものが決まっているであろうかと思うのですが、そういう中で、まあこういうふうに協議会を参集して開催する意図、どこまでそういう意見が反映されるのか。既定路線の話で、もう内容が決まっているのであれば、

正直こういった会を開く意味があるのかどうかちょっと分からないので、そういった部分で、この協議会をする上でこの設置をして県に要望書を出すということなんですけど、そういったその、どこまでの意見を求めるのかというか、そういった協議の内容について、市としてどういった考えを持ってこれを開催するのかお聞かせください。以上です。

○委員長（田井博之） 村井教育総務課長

○教育総務課長（村井千鶴子） 私から、吉田委員の御質問にお答えします。

委員おっしゃったように、県のほうでは、2キャンパス制としていた計画を初めから1キャンパスでやるということで、報道にもあったとおり、教育委員会のほうで決定しております。そのことを受けまして、県の教育委員会から、男鹿市として地域の将来を見据えた男鹿地区の統合校の在り方について、広く意見を聞いて男鹿市としての意見を取りまとめてくださいという要請を受けました。そのことによりまして、今回協議会を設置したものであります。

こちらの協議会の委員の参集については、学識経験者、教育関係者のほか、産業や雇用関係者といった方々を委員として協議会を進めたいと思っております。

協議する内容といたしましては、県からも要請のありますとおり、統合校の位置に関することですか、統合校がこの後地域の高校として人材の育成に関する教育活動、どういった人材を地域が望んでいるのかということなどについて、まとめて意見書を提出していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありませんか。5番吉田洋平委員

○5番（吉田洋平委員） ありがとうございます。さっきの説明を聞きますと、地域の住民というよりは、大体がそういう学識経験者であったり、地域産業に携わる方々の参集範囲という認識で間違いないのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（田井博之） 村井教育総務課長

○教育総務課長（村井千鶴子） 市の教育委員会でこちらの協議会を設置して意見書をまとめる件に関しては、そういった委員を集めて協議をしてまいりたいと思っております。

○委員長（田井博之） さらに質疑ありますか。5番吉田洋平委員

○5番（吉田洋平委員） ありがとうございます。

まあこれに関連してなんですけど、やっぱり県のほうでも、学生が不足して想定よりもはるかに早いスピードでそういった生徒が減少しているっていうのが事実としてある中で、こういった統合が県でも加速度的に多分進められているのかなと思います。そういった中で、今後の男鹿市の小学校だったり、まあ保育園はこのたび船越保育園を建設して、まあ統合に至るわけですが、今後の男鹿市としての、まあ関連して小学校だったり、中学校だったりの今後の運営方法、まあこういった何かその協議会というのが、まあ高校単位で今回開催されるということなんですけど、当然人口減少の歯止めをかけるために当市でもいろんな事業をして、歯止めをかけるよう頑張っはいきますが、すぐに解決できる問題ではないと思うので、今後のそういった小学校の運営といいますか、小学校、中学校の統廃合に関するそういった計画があるのかどうか。また、こういった協議会を、男鹿市でも小学校、中学校に対してそういったものを作っていき方針はあるのか、お聞かせください。

○委員長（田井博之） 鈴木教育長

○教育長（鈴木雅彦） 男鹿市で今後の小・中学校の在り方といいますか、協議会を行うかどうかということも含めてお答えいたします。

まず、小・中学校の在り方につきましては、令和2年に策定いたしました男鹿市立小・中学校再編整備計画に基づいて、この後も進めてまいります。今、そんなに時間を置かないで進めなければいけないのが令和7年度の統合に向けた準備でございます。まず、弘戸小学校と船越小学校の統合、それから北陽小学校と船川第一小学校の統合ということになります。

統合につきましては、保護者、地域の方々の意見も協議会等で十分こう踏まえながら進めていくと、そういう形で丁寧に声を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

なかなか児童生徒数がこの後増加傾向になるということは非常に難しいことですが、今年度7月から実施しております小・中学校の学校給食の完全無償化、それに対する保護者の意見は、極めて良好であります。もうほぼ100パーセントの方々が「実施していただいてよかった」と、「助かった」と、そういうような回答をいただいております。中には、「男鹿市に住んでいて、もう本当によかった」という

ような言葉もございました。ですから、そういった一つ一つの政策を通して、男鹿市に、男鹿市は教育、子育てに力を入れてるということで男鹿市に呼び込めないかというようなことも考えております。充実した子育て支援、教育、それがこの後の児童生徒、若い方々の移住・定住ということでつながれば、さらによいかなということで、一つ一つこの後、まあ教育、我々教育、小・中学校の教育の充実についても力を入れながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（田井博之） 佐藤副市長

○副市長（佐藤博） この協議会は教育委員会のほうで所管しておりますけども、まあ本当は高校、地域のね大事な問題ですので、ちょっと市長部局のほうもですね、県の教育委員会のほうから来て、いろいろと報告やら何やら相談あったときにも立ち会ってございますので、ちょっと基本的な考え方といいますかね、お話したいと思います。

確かに通常の高校の統合となりますと、まあ背景としてね、これはまあ言わずもがな、少子化ですとか、それから、それに伴う入学者数の減少等々で、なかなか教育、教科はもちろんですし、部活動もままならないというふうなことで、まあそういったことで、その生徒数の減少に伴って一緒になるというふうな、まあこういったのが世の常っていいですか、県内でも往々にしてそういう事例が見られます。

ただ、今回のこの統合につきましては、まあもちろんね、2キャンパスでいろいろと連携すればそれはそれで一番望ましいんでしょうけども、当然のことながらバックに生徒数の減少あります。ありますけれども、これは我々としてもそうですし、多分県の教育委員会も同じ思いだと思えるんですけども、いわゆるその海洋高校の海洋人材の育成に関わるそういったスキルを身につける、そういった学科と、それと工業高校の電気なり、機械なり、そういった科目、カリキュラム、これを統合することによって、一緒のところで一緒に連携しながら勉強することによって、まさに今のね、洋上風力をはじめとするそうした海洋人材の育成、産業界で求めているところにきちっとマッチした形の教育ができるだろうというふうなことも、これ非常に大きな背景にあるということをお理解いただきたいと思っております。

要すれば、確かにね、市内2か所に校舎があって、十分にそれで運営できればそれは一番に、それに越したことはないわけでございますけども、仮に生徒数の減少とかね、それ以外の学校運営上一つにしなければいけないとなれば、やっぱりそこには大きな意

味を見いださなきゃいけないと。それがまさに今言ったような形での海洋関係のカリキュラムと、機械・工業関係のカリキュラムを合致することによって、今、産業界が求めている人材のところ非常にマッチした、そういった人材を供給できるだろうと。そうした人材を供給できるような高校にならなきゃいけないだろうというようなことで思っています。

我々としてもですね、そういった面で側面からしっかりと地域の意見をですね、これしっかりと反映させて、この後、この高校が、1キャンパスになった高校の運営がですね、しっかりと地元根付いて、そして地元からそういう人材を輩出して、そしてひいてはここに残ってもらって、もしくは帰ってきてもらって男鹿の産業を支えてもらえるような、そういった人材輩出の学校にしていければなど、そういう思いで多分委員の方々も意見を出してくれるんじゃないかなと思っています。

なお、さっきちょっと私聞き漏らしましたけども、一般の市民の方も、これ委員に入りますので、あとは教育関係、教育関係は当然OBの方々もありますし、それから今の中学校の生徒、子どもをですね、その高校にやる地元の中学校も入ってます。それから産業界はもちろんです。そして一般の市民の方々も、そういったメンバーで幅広く意見を聞くというふうに教育委員会で考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○委員長（田井博之） 5番吉田洋平委員の質疑を終結いたします。

次に、6番蓬田委員の発言を許します。6番蓬田委員

○6番（蓬田司委員） それでは、質問いたします。

予算書関係の介護保険料の賦課誤りの関係だと思えますけど、補正予算書の8ページの保険料の還付金について、これの概要と、それと現在どのように対応してるか、そこら辺お聞きしたいと思います。

それからあともう一つは、補正予算書4号の6ページのところに、債務負担行為の中でメールシーラーリース料というのがありますけども、まあこれについて、その中身についてお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○委員長（田井博之） 船木介護サービス課長

○介護サービス課長（船木晶子） 私のほうからは、介護保険料の賦課誤りについて御説明いたします。

まず、この介護保険料の賦課誤りの発覚の経緯からお話させていただきますと、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正により、介護保険料の賦課決定、賦課変更は、各年度における最初の納期の翌日から2年を経過したときは賦課決定を行うことができないと明確にされたわけですが、他市の賦課誤り、これに関してあるというこの報道を受けて本市でも確認をしたところ、誤りが発覚したものです。

誤りの内容ですが、所得の変更などにより遡って介護保険料を変更する場合、この各年度の最初の納期について、年金天引きの特別徴収は納入期限である5月10日とすべきところを、一律に納付書や口座振替の普通徴収の第1納期である7月31日として誤って取り扱っていたものです。これによりまして、本来であればその賦課決定をすることができない時期に更正をしていたということになりまして、この対象の期間は、平成29年度から令和5年度までの変更処理分、平成27年度から令和3年度までの保険料分ということになります。

対象者ですが、過大に徴収したのが8件、金額は18万5,400円、過大に還付していたのが3件で12万8,700円ということですが、対応としましては、保険料を過大に徴収した方については、速やかに還付手続を進めまして、9月14日に支払いをする予定としております。そして過大に還付した方については、時効によって賦課権が消滅して徴収できる時期を過ぎておりますので、過大還付した保険料の返還は求めないということにしております。

予算のほうには、過年度返還金として利息を含んで19万9,300円ということですので、20万円を予算措置しているものです。残りの120万円につきましては、保険料還付金の今年度の実績見込みということになります。

続いて、再発防止ですが、速やかにシステムの設定変更を行いまして、今後、法改正の際には職員間で確認をし、疑義がある場合には国・県に照会をして正確な情報把握をするとともに、システム業者との情報共有、業務手順の確認を確実にを行い、再発防止に努めてまいります。

以上です。

○委員長（田井博之） 鈴木総務企画部長

○総務企画部長（鈴木健） そうしますと、私のほうから、メールシーラーリース料についてお答えします。

メールシーラーというのは、市から送る圧着はがきを作成する機械でございます。圧着はがきというのは、市からは督促状であったり、口座振替の領収証であったり、個人情報扱うものをはがきで送る際に紙を剥がしたら中身が見えるようにするというものであります。こちらの機械が、現行の機械が故障しております。で、現在、企業局にある機械をお借りしている状況ですので、これを1台更新、壊れた機械を更新するためのリース料でございます。

以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありませんか。6番蓬田委員

○6番（蓬田司委員） そうすれば、介護保険料について説明していただきました。概要と再発防止策、分かりました。分かりましたけども、まあこういう類似した件について、今までも何回かこうシステムという言葉、システムの設定変更とか業者が何とかとか、まあ理由と再発防止策も今までも何回もいろんな面であったように感じてますけども、まあ今後は確実にこの再発防止策、お互いに職員間でダブルチェックとか業者との関係、ここら辺、あと今後ないようにしっかりお願いしたいと思います。

お願いして質問を終わります。

○委員長（田井博之） 6番蓬田委員の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。9番畠山委員

○9番（畠山富勝委員） 通告、私からは、まあ部署のほうに通告したのもありますけれども、急に思い出してというののもあれですけど。

まず1点目、この公共施設災害復旧費がついております。これは、なまはげ館の合併浄化槽のその災害によつての復旧という予算かと思えますけれども、これはあれですか、今あるところにまた設置するのか。または場所を移動するのか。併せて、これらの観光施設の基金条例というものを設置する考えはないのかという質問です。1点目は。

御案内のとおり、なまはげ館は指定管理料をいただかない中でやってきて、今現在、今年はコロナ禍前同様の実績を持ってるので、8月は特にコロナ禍前よりも良好であります。で、このコロナ禍の中においても、まあ剰余金をいただかない中で今までためてきたお金でそのコロナの災いをクリアしてきたというような状況であります。

で、その以前においては、それぞれ剰余金がまあ出てきてるわけですが、それらを御存じのようにWAOとか温浴ランドのほうに補助してやっていると。今現在においても、振興公社の社長の給与は、本来であればWAO、あるいはまた宮沢キャンプ場、なまはげオートキャンプ場、それぞれ応分にその給料を出さなければならないところを、なまはげ館で今全部持ってるというような状況で、非常にこの内容が悪くないわけですが、かつて一生懸命職員が残業もうちに持って帰って、そして自分方の施設なんだという思いでやってきたわけですが、そういうその金が、まあ今までそういうふうに費やされてきてるわけですが、やっぱりそのもうけた金については、まあ税金で持っていかれる。いや、それは悪いわけではないですが、国民の三大義務でね、就労、納税の義務があるから。ですが、私はそういうふうな金を、剰余金をまず一旦寄附した形で、そしてまた観光施設基金条例を設けるべきではないかなと思ってるわけでありまして。今のその合併浄化槽においても、今同じようなところに設置すれば、またそういうふうな経緯が起こりかねないと。しかもなまはげ館は、もう以来20年以上たってるわけですね。ですから、まあ孟子の論語を借りれば、遠き慮りなければ必ず近き憂いありと。いわゆる中長期的な展望に立って行動を起こさないと、必ず近々に困ることが起きるといような意味合いだと思っております。そういう意味合いの中で、今のところにやるよりも、もうちょっと安全なところへやるべきではないかなと。そして併せて、観光施設基金条例というものを設けていくべきではないかなと思っておりますけれども、その考え方についてお尋ねしたいと思います。

もう一点については、高付加価値化事業補助金についてであります。

観光庁が高付加価値化という事業を設けて、令和5年度に事業として行ったわけで、それに応募した、私の知ってる範囲内では、きららか、帝水、SKO2施設、雄山閣、萬盛閣、別邸つばき、あるいはなまはげ伝承館、あと森長旅館ですか、あるいは稲とアガベ、そういうふうな資金を使って令和5年度事業やったんですけれども、まあ2回目の応募については、男鹿市もまた公募について応募したんですけれども、不採択になったと。その不採択になったその答申というのはどういうふうな中身なのか。そして来年度、令和6年度の事業を今募集してるわけですが、これについては、この9月26日ですか、締切りになってるんですけれども、この対応についてどのように今

対応してるのか。ということは、まあ高付加価値化事業補助金ですので、今あるものに付加価値をつけるんだと。で、あるときに、国政選挙のとき、佐竹知事が来たときにちょっと漏らしたことは、男鹿では富裕層を迎え入れる施設がないと、少ないというようなことを言うておりました。ですから、今それに向かって、その男鹿温泉郷も富裕層だけでなく、中間層、あるいはそれぞれのニーズに合わせたその受け入れたいということで、その高付加価値化事業補助金を使わさせていただいて、かなりリニューアルしてるわけですけれども、まあまずある男鹿温泉郷の施設では富裕層も受け入れるという展望を持って今動いてるわけですけれども、この取組方について、2点について伺いいたします。

○委員長（田井博之） 杉本観光課長

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） お答えいたします。

まず、なまはげ館の浄化槽の件ですけれども、7月の大雨によってなまはげ館の浄化槽が破損しております。このため、今現在は仮設トイレを設置し、仮設の配管工事、まあ応急対応で今運営している状況です。そして、今回予算に計上させていただいた中には、本復旧に向けた実施設計の予算も計上させてもらっております。これについては、先ほど今ある場所にまた浄化槽を設置するのかというふうなお話でありますけれども、浄化槽の設置の場所どこにするかも含めて、この実施設計の中で検討していきたいというふうに思っております。

我々の想定としましては、今ある場所の部分でまた新たな浄化槽を埋めるという案と、もう一個は道路挟んで向かいの駐車場、先ほど委員からも御指摘のあったとおり、浄化槽、全体が悪いわけではなくて、まあ大体半分ついていきますか、流入調整槽っていう部分が壊れてるわけですけれども、今は使える部分についても、これどこまで持つのかと。また、今ある場所に改めて整備した場合、また同じような状況、まあ今年の雨は、これが観測史上最高というふうな表現ありますけれども、この雨が昨今の気象状況の変化によって来年、あるいは再来年ないとも限らないというようなことを踏まえれば、また新たな場所というふうなところも必要なのかなというふうな、で、最適な場所を設けるための設計も入っておりますので、いずれ我々としましても、長期間の継続した運営という視点の中でいい場所を探していければなというふうに思っております。

で、基金条例の設置の考えについてですけれども、まあこれについては、今現在、当局のほうで考えは持っておらない状況です。以前、観光施設の修繕等に充てるための基金条例ありましたけれども、令和3年に廃止しております。今の御意見を踏まえた中で、まあなまはげ館の余剰金っていいですか、そういった収益が上がった部分についてどう活用するかっていうふうな部分も含めて、この後検討させていただきたいというふうに思っております。

そして、観光庁の高付加価値化事業についてでありますけれども、まずは、この観光庁の高付加価値化事業の目的でありますけれども、観光需要の拡大や収益、生産性向上等の実現に向けた取組、これは今委員おっしゃったように施設の改修や廃屋撤去でありますけれども、こうした取組を支援して、コロナ禍からの需要回復やインバウンド需要の拡大、地域活性化を実現して、地域産業の稼ぐ力の強化を図ると、こういった目的を持ったものであります。また、この事業をきっかけとして、自治体や多様な関係者間で面的な取組が継続されて実施することによって、この事業の高付加価値化に向けた変革や運営が継続されるということがこの事業の大きな目標にしているところでありますけれども、まさに現在の男鹿観光に必要なことというふうに思っております。午前中の議論の中でもありましたけれども、単なる施設改修だけでなく、こういった取組をすることによって中長期的には人手不足の解消等につながるんだろうというふうに思っております。

で、採択見送りの要因につきましては、審査は面的な取組を重要視しておりまして、対象地域が広域にまたがるゆえに面的な統一感が弱く、事業後のコアエリア、コアエリアと申しますのは、観光客を迎え入れる地域の顔といいますか、今回の事業の中心的なエリアというふうなところですが、このコアエリアを思い描いたときに、景観の高付加価値化や町並み整備への効果が薄かったというふうなことが挙げられます。それから、関連する事業者の巻き込みが不十分であったというふうな表現もありました。今回7事業者と協力して申請しておりますけれども、その事業者との意見交換の中では、採択された地域は30から25の事業者が手挙げをしていると。また、なまはげを核として、また発酵文化を遡及するコンセプトや熱意については理解できるというような評価もいただいております。この後3次の申請に向けましては、新たな事業者を、事業者を数社増やしまして申請に向かいたいというふうに考えており

ます。

で、先ほど委員からもあった富裕層の取り込みにつきましても、こういった事業の取組をして、参加している事業者には高付加価値化事業の結果、宿泊単価を1万円上げるといふような事業者もおりますので、そういったところでうまく収益増につながることもありますが、観光地としての魅力アップにもつながる事業というふうに考えておりますので、何とか3次採択されるように我々も精いっぱい努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありませんか。9番畠山委員

○9番（畠山富勝委員） 前段の基金条例については、今急に質問して、はい、分かりましたというわけにはいかない、十分承知しております。どうかひとつね、十分に検討していただきたいと思います。

それから、2回目の採択については、いわゆるエリアが広い、あるいはコアエリア云々で不採択になったということですが、まず、恐らくね、これらについては、まあ観光庁ですので、やっぱり今朝の新聞の金田さんの引退の記事を見てすぐ頭によぎったのは、あ、やっぱり国政の力のある先生方をお願いする切り口はないのかなど。かつては、急速冷凍の認可を受けるときもそういうふうにまず先生方をお願いしてるので、やっぱりそういうふうなつても必要じゃないのかなと思ってるところであります。

ところで、あとこの高付加価値化事業補助金というのは、この後はちょっと厳しいんでないかなと思ってのわけですね。いわゆる外資系を相手にしてのこの事業だと思うわけですね。だから、例えば処理水の問題で中国などは、まずツアー旅行をシャットアウトするというような話も聞いておりますので、なかなかこの外資系で観光というのは、国が今に目標を立てているのにまだ到達しないのではないかなと思ってるのでね、何とかひとつ、今の国外に旅行に行く方々、入ってくる方々に、たしか俺の考えが間違えていけば別けども、1,000円ぐらいの税金をもらってるはずなんです。こういうのがやっぱり財源になってると思いますのでね、このたびを逃すと、6年度のこの事業に取りかかる事業者というのは、まず採択されないっていうことは大変厳しいので、何とかひとつ頑張って採択されるように、ひとつ頑張っていただき

たいと思います。

以上です。

○委員長（田井博之） 杉本観光課長

○エネルギー推進監兼商工港湾振興監兼観光課長（杉本一也） 委員からは非常に心配をしていただきまして、ありがとうございます。

で、エリアのことでちょっとお話しさせていただきますけども、確かにこれまでの申請についてはエリアが広いというふうな指摘がある中で、このたびの申請につきましては、事業者の理解を得て、男鹿駅周辺、男鹿駅周辺の徒歩15分エリアを本市のコアエリアとして申請したいというふうに思っております。

で、この後というふうなお話もありましたけれども、確かに今回非常に内容の濃い支援事業となっております、市でも県と協調して高付加価値化事業というふうなことをやっておりますけども、それとは補助金の額が全く異なるといいますか、規模が全く異なりますので、何とか採択していただけるよう精いっぱい取り組みますので、またこの後も引き続きよろしく願いいたします。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） 高付加価値化事業については御心配をおかけします。総力戦っていか、全力で頑張りますから、よろしく後方支援をお願いします。

それと、なまはげ館のことについてはね、やっぱり私はこれは本当に珍しいドル箱だと思ってるんですよ。ドル箱はなお一層もうける、まだまだそういう可能性があるんで、ここを伸ばしていきたい、そういう思いを持っています。

確かに委員に言われて気がつきましたが、その社長の給料とかね、そういうのも出ていってると、そういう話も前に聞いたことがあります。確かに両温浴施設は、なまはげ館の世話になってるところが非常に多いんです。

それと、一般のその指定管理のことで、やっぱりとはいっても大事なことの考え方は、厳しいようですけども、私はいつも言ってるのは、オガーレが3億2,000万の売上げがあればいいというのは、4億、今回は3,000万ですか、4,000万ですか、いきました。すばらしいことだと。けども、テナント料を稼ぐぐらいもつと頑張ってくれという話をしてます。民間企業であればテナント料が必要です。何度も同じ話して恐縮ですけども、加茂の水族館は10年ぐらい前、私が県会議員とき視

察に行ったとき、年間3,000万円ぐらいずつ、二、三千万は鶴岡市にバックして
るんです。そのぐらいの気持ちでやらないとうまくないと思ってますから、なお一層
頑張っていきます。

以上です。

○委員長（田井博之） 9番畠山委員

○9番（畠山富勝委員） 質問ではないんですけども、いわゆるこのなまはげ館の強み
というのは、言うまでもなく、市長もよく言いますけども官民一体となってる。な
まはげ伝承館は民間で神社でやってると。そして、一番最初にできたのがなまはげ伝
承館なんですね。民間でやると。そしてそれに追随していくような形で、行政がなま
はげ館を2年後だか3年後に建てると。ですから、みんな地域の、私方地域の財産
なんだという思いが強いから、こういうふうになり立ってるんだと思っておりま
す。どうかひとつね、間接的にも御支援をいただければと思います。

以上です。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） そのお礼を言うのを忘れてました。本当によくね、この施設を
造ってくれたもんだと思って感心してます。民間で伝承館を造ったと。それにこう引
きずられて行政が動いてなまはげ館を造ったんです。そのことの歴史をね、みんなが
やっぱり心にとめてっていうかね、やっぱり地域の人方が一生懸命プレーヤーとして
やっていくというそのスタンスが大事だと。役所に任せただけではいいものがで
きるわけないので、みんながね、そういう施設造ったらみんなで作ってこうと、そ
ういうスタンスが大事だということをお願いしておきます。

以上です。

○委員長（田井博之） 9番畠山委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤委員

○8番（佐藤誠委員） 畠山委員みたいに壮大な大きい話じゃなくてあれなんですけど、
予算書見てちょっと気づいたことなんですけど、まず一つ若美庁舎の非常用自家発電設備
更新工事で、今回まず工事請負費が1,592万4,000円ですね。で、この職員
人件費というのはこれから発生するんでしょうけど、この職員人件費の内訳が何か
ちょっと説明あったんですけど、よく理解できなかつたので、もう一度そこを説明、

どういうふうにしてこの人件費が必要になってくるのか。これからそれを設置するのにこの職員の人件費が必要になってくるのかなど。業者さんに任せればそれで終わるのかなとは思いますが、その辺ちょっと教えてください。勘違いしてたらすいません。

それから、今回、これ一つありましたね、上水道の例の閉栓作業の過失により発生した家屋等への損害賠償、これですけども、今日いろいろ聞いてお話伺ったところによると、まず委託してたと、個人に委託して、その委託された方の過失で、まあ閉め忘れたという感じなんでしょうけども、保険適用、水道賠償責任保険で補填が524万なされると。で、残り企業局がまず98万、100万ぐらいになると。その保険というのがどこまで適用されるのかっていうことを伺いたいなと思ってます。例えば、閉栓作業を個人、今回個人だったからそうだったのか、この保険が適用されたのか。それとも、業者さんをお願いしたら、業者さんのほうだったら適用されなかったのか。それとも、いわゆる業者さんも全部適用されるような保険なのか。もっと言うんだったら、まあ市から発注した内容がもし間違っていた、ミスがあったとしたときに、それはやっぱり全部市が負担するという保険なのか。業者さん間違ったら間違っただけが何か保険掛けたりしてることもあると思うんです。だから、それからやっぱり間違っただけで間違っただけが幾らか負担しないといけないのかなって、まあ一般的には私は思うんですけど。つまりこの98万という中から個人負担と違って逆にもらわないのかなって思うんですけど、そういうのって、その辺の考え方をちょっとお聞かせください。

○委員長（田井博之） 天野財政課長

○財政課長（天野秀一） 私のほうからは、若美庁舎の人件費の件についてお答えいたします。

今回、自家発電設備更新工事が工事請負費として1,592万4,000円計上してございますが、これは財政的なテクニックと申しますか、来年度の決算統計に向けて必要な作業でございまして、性質別の経費として工事請負費は投資的経費に分類されますが、人件費は義務的な経費でございまして、決算統計上、その工事請負費の4パーセントほどを人件費から投資的経費に振り替えることで経常経費が臨時的な経費にまず化けると申しますか、経常収支比率に影響する財政的なそのテクニックでございまして、そういったことで同じ2款1項9目の中で60万円を振り替えたという

ことでございます。

以上です。

○委員長（田井博之） 畠山管理課長

○企業局管理課長（畠山隆之） 私からまずは水道損害賠償責任保険の概要についてお話をさせていただきます。

この保険は、公益社団法人日本水道会協会の会員が水道施設の所有または管理により生じた偶然な事故、既設の水道施設の補修、処理工事により生じた偶然の事故に起因して、他人の生命もしくは身体に損害を与えた場合に保険金が支払われるというもので、今回の場合につきましては、被保険者、企業局もしくはその従業員その他使用人等の業務活動のミスにより生じた事故について、他人に対して損害を発生させてしまったと、そういったことがございまして、その事故に該当するという事で損害保険の対象になったものでございます。

で、それと個人委託の者に責任を求めないのかといったところでございますけれども、確かに、我々の考えとしましては、企業局の水道事業の給水条例の中に、その止水栓の操作等につきましては、企業局の職員もしくは企業局が指示した者以外は操作してはならない。企業の指示により操作させておりますので、そういったことから我々のほうに、まあ企業局としての責任があるのかなといったところで考えております。もちろん責任の分担というところは当然発生するところでございますけれども、これまでのその職員の勤務態度、そういったところ等々を踏まえて、委託料といったところもですね、年間300万弱、そういったところもございまして、そういったところにですね、個人に対するその損害分、責任分担ということで求めるわけにはちょっといかないのかなといったところで考えているところでございます。

○委員長（田井博之） 再質疑ありますか。

○8番（佐藤誠委員） 終わります。

○委員長（田井博之） 8番佐藤委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 二つお聞きしたいと思います。

いろいろ観光とかそういうことで、人の出入りとかそういうことで皆さん方も大変心配したり、あるいは受入れのほうにもいろいろ対策を講じています。で、まあ道路

の木々の話もあるわけですがけれども、今、男鹿市の道路を走っていくと、非常に空き缶だとかペットボトルの投げ捨て、そういうのがまあ私、よその人は見えないのかもしれないけれども、私の目にはかなりこうついて、非常に気になっております。そこで年間では、業界の方や、あるいは県のクリーンアップ作戦、そういうところで皆さんからこう御奉仕いただいて、そして一部ではまあそれを回収までいかないわけですがけれども、少しでもそういうことをと。それが啓蒙活動にもなるだろうし、市長がおっしゃっています防災にも全員、あるいはそういうことについても目配りを全員でやる。そうすれば地域がきれいになるだろうし、まさに観光地としても非常に、おいでいただく方にも気持ちよくそういうところを過ごしていただけるのかなというふうに思っています。まあ草刈りだとか、それから道路の整備だとか、まあやれることはやっていますけれども、実は行政のほうでやれるのはそちらであって、投げたやつをまたそれもみんな片づけれというふうなことは大変だと私は思うんです。で、まあまあ捨てないのが一番いい。で、一部私の地域で生活環境課のほうにお願いをいたしまして看板も立ててもらいましたから、で、その後ちょっと追跡をしております、まあ若干の効果が見られました。

で、私、今言いたいことはですね、それ全部やってもまあ捨てる人は捨てるだろうし、ところがそれをカバーするとすれば、誰かが拾って処理をしなければいけない、だと私はそういうふうなものの見方をいたします。先ほどどなたかの質問で災害ごみの処理、本会議の中で、いつまでかかって処理するんだかという、進藤委員であったかな、そういう質問があって、すぐまあできるものは今処理できるけども、秋田市の処理場にお願ひしねば、ということで期限の明言はできないというふうなことがありました。で、まあそのことも含めて、じゃあ個人なり、ある事業者でもまあボランティアで、一斉のときは燃えないごみのところへとかって処分をしてることは承知しております。で、日常茶飯というか、日常的にそういう処理をする場合には、結局まあ個人でそれを処理しなければいけない。で、まあその分別なり、あるいはそういうものが、個人のものか、いわゆる公共から拾ってきたものか分からないというふうなところでの問題もあろうかと思っておりますけれども、そういうとき、そういうものを、どちらか判別できないんでなく、まさに証明書をつけてやるわけではないんですけれども、正直にそういうことですよというものは、生活環境課のほうではどういうふうに入

れの方法があるのか。

で、もう一つそれに併せて言うのであれば、私はやっぱりそういうボランティアの人がいれば、特別な袋でも渡し、ちゃんと渡した人の名前もきちっと控え、そしてその人がまた持ってきたものはやっぱりその処分場ってば変だけど、まあ集めるところがあつて、そしてまあその最終処分に行くというふうな形をとる方法もあつてもいいのではないかなど。で、それがまあ全体に広がることによって、まさに投げる人も少なくなるだろうし、あるいは全体のそういう空き缶なり、ペットボトル、その他のそういうものが、減量という言葉は使いたくないんですけれども、なくなるということが非常に地域としても、あるいは男鹿市としても良好になるのではないかなど思っているところですから、そういうやり方等について検討がなされているのかどうか、その点をひとつお聞きしたいと思います。

それから、先ほど蓬田委員から、まあコンピュータの間違ったとかそういうふうな話。で、今回の介護の関係で結構でございます。各自治体でそれぞれ同じような事案が出ました。で、よそも出てくるから私のほうも出ても当たり前みたいな話だと非常に困るわけであつて、今度逆に質問したいと思います。

県内の自治体の中で、今回の部分、誤りのない自治体は何自治体あつたでしょうか。全部の自治体が同じような誤りをしたのか。それとも、いや、ある市とある市とある市はきちっと整理されておりましたと。よく県内の中で皆さん比較しながら、結果的に我々もああそうかなというふうな判断するんですけれども、あ、とはいえ、誤った自治体は報道でも出ました。それをまあカウントして13から引けば答えなのかもしれませんが、やっぱりいい事例もまた模範になることですから、そういうこともまたやっぱり自分たちも持つておいてもいいのかなどと思います。結局悪い例に倣えというような答えみたいな形で出てきますけれども、それはあまり私としてはよくない。いい事例を学ぶべき、こういうふうに思うところですから、どこの自治体とどこの自治体は、実はこの誤りについてはなかったというところを把握しているかということです。

2点についてお願いします。

○委員長（田井博之） 岩谷生活環境課長

○生活環境課長（岩谷一徳） 私のほうから、不法投棄関係の点について回答いたしま

す。

まず、観光地男鹿でありますので、不法投棄、こちらのごみ等はできる限りまずなくするように、そのような取組は本当に重要なことだと思っております。まず、男鹿市の取組としては、まあ小松委員のおっしゃったように全市一斉清掃や、その他不法投棄監視員等とかでいろんな防止対策は行っておりますが、ボランティアとかそういうような方がごみを拾ってそれを処理できるようなシステムということで、今、男鹿市のほうで、まあ御存じの点もあるかと思いますが、シチズンクリーナー制度ということで、まあ個人の集まりや各団体のほうの集まりの方が市のほうに御登録をいただきまして、そちらの方々がその活動でごみの処理を行うときには、こちらのほうで袋等の配布や、その集めたごみの回収、こちらのほうを行っております。このような取組で、まあ個人というところまではちょっといってないところもありますが、そのような取組で、結構この登録の数も、今ちょっとすいません、数のほうは把握しておりませんが、まあ数十単位の団体から登録いただいて、年間でもかなりの日数の活動を行ってもらっております。このような取組によって、まずできる限りごみの処理、不法投棄のほうも廃棄できればというふうな考えでおりますので、よろしく願いいたします。

すいません、災害ごみの仮置場のほうの答弁はなくてよろしいでしょうか。

分かりました。では以上となります。

○委員長（田井博之） 船木介護サービス課長

○介護サービス課長（船木晶子） 私のほうからは、賦課誤りの件につきまして、誤りがなかった市町村の把握ですけれども、申し訳ありません、そのところは把握してございません。

全国的にこの賦課誤りが出ておりますが、ある特定の業者のシステムを使っているところということは分かっております。

以上でございます。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） ごみ拾いのことですが、私も非常に気になるんだすよな。それで、一つ拾えば一つきれいになると。子どもたちが一生懸命そういう運動をしたこともあります。それから、美しいものを見て美しいと思える、あなたの心が美しいと。

美しいものを美しいと思える人は、汚いものを見れば汚いと思うから、何とかしなければ駄目だというそういう気持ちになるんだすよな。だから何とかそういうことを広げていきたいと。

市でも微力ながら毎週第4金曜日だけか、クリーンアップの日を決めて、自分のうちの周りと通勤途上をきれいにしようと、そういうことをやっています。小さな動きが大事だと思います。ここあたりで私覚えているのは、秋田銀行も毎日やっていますよね。それから、プライウッドさんも自分の工場の周辺を清掃しています。イエローハットさんは自分の会社の周辺を二、三百メートル、毎朝やってると、そういう企業もあります。何とかそういうことをまねしてね、みんなが取り組んでいければいいなど。こういうことが、さっき私が申し上げた住民参加で自分たちの住んでるところを何とかしたいと、自分たちの手でいろんなことをやっていこうというそういうのにつながっていけるんだと思います。あとそれから、企業はそのほかに道路アダプトというのも以前からやってまして、年2回、男鹿市の市内の建設業者は結構やってるはずで。何とかこういう動きも活発化していきたい。あと、なかなか難しいのは、県道とか市道とか、うちから住宅から外れたところにやっぱり結構そういうのがあるんだすよな。そういうのを何としてやっていくかっていうこともちょっと含めて検討させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（田井博之） さらに質疑ありますか。16番小松委員

○16番（小松穂積委員） 今市長からも答弁いただいたように、まず地域なり、市民がみんな同じ共通の課題をです、やれる範囲で、それが実は大きな力になってすごいことが起きる、まさにマンパワーの集合体ということになるろうかと思えます。職員の皆さん方がそういうふうに御苦労されてるということですが、実は職員はあまりやらないで周りの人がやるというのが、非常にまあ市の仕事に集中できる、そういうことだと思います。とはいえ、まあそういう意味で、まあそうはいつでもということでも市長から、まあ号令はかけてないと思うんですけれども、自主的にそういうことをお願いしてるのかなど。そういう面では大変まあ御苦労をおかけしてるところでございます。できるだけね、やっぱりそういうことを、ああ、みんなでやってらんだなというふうな、見せるっていうのは変ですけれども、ああ、そういうことでこれやっぱりこの市はみんなでこう、美しいものは美しいものという話、そういうとこ

ろを感じさせられるような空気、まあ市民にも啓蒙なり、そういうことをみんなでつくり上げればいいなと思いますし、担当のほうからもそういうところについては、より深く研究してもらえればいいと思います。

先ほどシチズンクリーナーだか何だかって言ったけども、ちょっと聞き取れなくて、それで、まあどういう団体なり、数十単位あると言ったんですけれども、個人はないと言ったんですけれども、どういう団体が中心的になって、中心というか、数の中で、婦人会なのか青年部なのか商工会なのか、そういうふうな部類があらうかと思いますので、その辺もうちょっと教えていただければと思います。

二つ目のことはもうちょっと調べてもらって、やっぱりね、今聞いたらですね、結局ほれ、私たちはね、このシステム上同じような会社を使ってるの、同じ会社を使ってるのかなと思ったんですが、今のお話を聞くと、やはり複数の企業が参画しているということがうかがわれます。男鹿市に入った業者と同じような、他のところの業者も結局は同じ誤りが出たと。違う会社を使ったところは多分誤りがなかったんだろうということです。したがって、今後はですね、私今聞いていることは、誤りのない自治体がどこであったかを知ることによって、どこの会社が入ったかということも知り得るだろうし、男鹿市で数回こういうことが起きております。したがって、その業者がいいのか悪いのか。ほとんど間違いのない業者がいるとすれば、そういうことも検討して、以後こういうふうなシステム改修等があったとき、良好な会社を選ぶのが当然の話だと思いますから、そういうところも十分検討する余地があるのではないかと。それについてお答え願いたいと思います。

○委員長（田井博之） 岩谷生活環境課長

○生活環境課長（岩谷一徳） それでは、シチズンクリーナー制度について若干の補足のほうさせていただきます。

まず、最初の答弁でちょっと分かりづらいところ申し訳ありませんでした。

こちらの制度につきましては、市のほうで清掃活動の推進を進めるために、個人、町内会、もしくは会社やいろんな組織、どちらの形態でも構いませんが、この組織を登録いたします、この組織で清掃活動を行いますというような登録をいただく制度になっております。まあこちらのほう登録いただきまして、その登録いただいた団体につきまして、清掃活動を行う際には、こちらのほうで先ほど申しました袋の提供や回

収したごみの集め場所のほうを教えてくださいましたら、そちらへのごみの回収とかを行い、まあそういう団体が活動したいときの支える制度となっております。

すいません、先ほど申しましたようにちょっと団体の数、数十といったところで、しっかりした数ちょっと資料のほうを持ち合わせておりませんが、記憶でも30から50くらいの団体のほうから登録があったかと思います。中には数人単位のものや、町内、もしくは戸賀とかの、あちら釣り関係の団体のほうからも登録いただいていたかと思います。まあそちらのほうの自主的にいつやるという活動を支えるような制度となっております。

以上です。

○委員長（田井博之） 鈴木総務企画部長

○総務企画部長（鈴木健） そうしますと、電算システムの件について、私のほうからお答えいたします。

まあ定期的にといいますか、度々システム絡みで市民の皆様に御迷惑をおかけするような事態になりまして、非常に申し訳ないというふうに思います。

今回のシステム、特定のシステムではないかというような感じもございませけれども、他市のシステムの選定の仕方、それから、これは職員のチェックというのがまずは第一義的に必要になってまいります。職員の資質向上も含めて、また、業者との向き合い方といいますか、どういったチェック体制、確認体制がとれるのか、まあそれを、恐らく間違いなく運用している自治体もあるはずですので、そういった仕事の進め方などについて、今後職員も研さんを積みながら、またシステムはどういった業者がいいのか、そういったところも含めて考えてまいりたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（田井博之） さらに質疑ありませんか。

○16番（小松穂積委員） 終わります。

○委員長（田井博之） 16番小松委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 質疑なしと認めます。よって、議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業

会計補正予算（第1号）についてまでにかかる質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。本件をさらに詳細に審査するため、各常任委員会による分科会を設置し、御配付いたしております分科会区分表のとおり、審査することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会に分科会を設置し、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。予算特別委員会の審査日程については、本日から土日を挟んで週明け11日までの2日間ですが、本日で委員全員による審査を終了したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 御異議なしと認めます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本委員会は、9月22日、午前10時より再開し、各分科会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時43分 散 会

予算特別委員会分科会区分表

総務分科会

議案第82号の条文、歳入全款、

歳出2款1項（17目除く）、2項

9款

債務負担行為補正

- ・メールシーラーリース料

教育厚生分科会

議案第82号の歳出 3款

4款1項

10款1項、3項

債務負担行為補正

- ・緊急通報サービス事業
- ・男鹿市立保育園指定管理料

議案第83号

議案第84号

産業建設分科会

議案第82号の歳出 2款1項17目

6款

7款1項

8款5項

11款

債務負担行為補正

- ・農業・漁業経営フォローアップ資金利子補給費補助金
- ・農業経営等復旧・再開支援対策事業

- ・ 男鹿駅周辺広場指定管理料
- ・ 盗掘防止監視小屋敷国有林野借上料
- ・ インフォメーションセンターわかみ指定管理料
- ・ 男鹿市体育施設等指定管理料

議案第 8 5 号

